

4. 登記時の手続き② (会社代表者の印鑑提出のあり方)

平成29年10月
内閣官房
日本経済再生総合事務局

会社代表社印の提出の意義および法令上の整理

- 法人を設立するためには設立登記申請が必要。
- 登記申請にあたっては、登記申請書の真正性の担保のため、申請書の提出とあわせ、申請書に押印する会社代表者（自然人）としての印鑑を、登記所に書面提出することが求められる。

○株式会社の設立には、設立登記の申請が必要。

- 株式会社は、本店の所在地において設立登記することで成立する。（会社法第49条）
- 設立の登記は、会社の代表者の申請によってする。（商業登記法第47条）

○申請に押印する印鑑を予め登録しなければ、登記申請は却下される。

- 申請書には、申請人・代理人等が記名押印しなければならない。（商業登記法第17条第2項）
- 登記申請書に押印すべき者は、予めその印鑑を登記所に提出しなければならない。（商業登記法第20条第1項）
- 印鑑の提出がないとき、登記の申請は却下される。（商業登記法第24条第1項）

（一部抜粋）


株式会社設立登記申請書

1. 商号 ○○商事株式会社
 ……
 ……
 ……

上記のとおり、登記の申請をします。

平成○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○
 申請人 ○○商事株式会

○県○市○町○丁目○番○
 代表取締役 ○ ○ 太 郎 

印鑑（改印）届書

※ 太枠の中に書いてください。
 （地方）法務局 支局・出張所 平成 年 月 日 申請

	商号・名称	
	本店・主たる事務所	
出 発 者	代表取締役・取	代表理事
生年月日	大・昭・平・西暦 年 月 日生	
会社法人等番号		

（注2）
 印鑑カードは引き継がない。
 印鑑カードを引き継ぐ。
 印鑑カード番号 _____

前任者 _____ （注3）の印

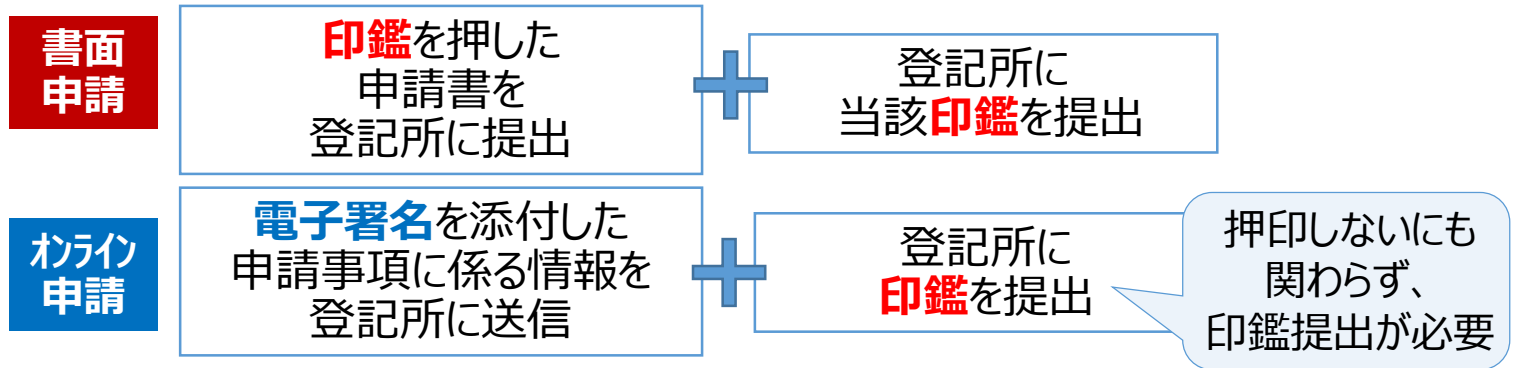
届出人（注3） 印鑑提出者本人 代理人

住 所 _____

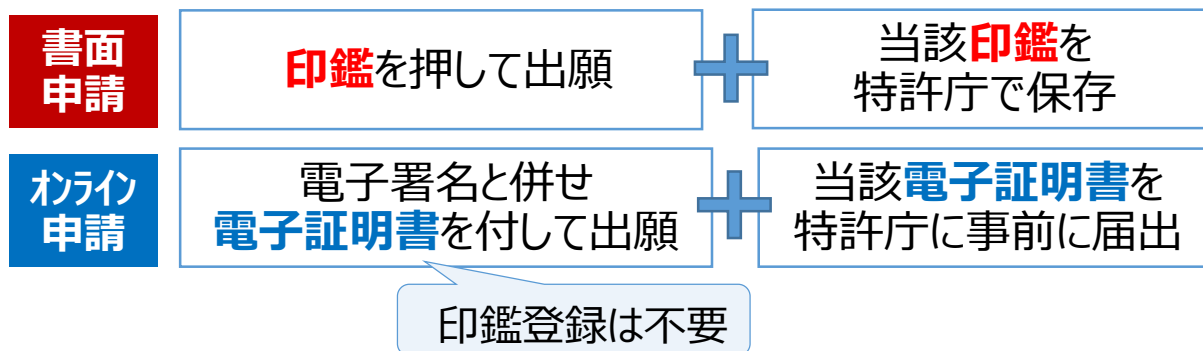
現行の印鑑提出の制度設計

- 登記手続きにあたり、書面申請の場合は、申請書に押印する会社代表者としての印鑑の提出が求められている。
- 一方オンライン申請の場合は、押印に代えて電子署名の添付が求められているが、これに加え、申請書に押印しないにも関わらず、別途印鑑の提出が求められている。
- 特許出願では、①書面出願の場合、初回申請書にある申請者の印鑑を特許庁で保存、②オンライン出願の場合、事前に申請者の電子証明書の届出を求める仕組みになっており、オンラインで申請の場合は印鑑の登録は不要。

現行の 登記制度



(参考) 現行の 特許出願 制度



既存の電子証明書を活用した認証のニーズ

- 昨今の電子契約の広がりを受けて、会社代表者の印鑑証明書と同様に、会社代表者の電子証明書のニーズが高まっている。
- 既存の電子証明書（特に誰でも無料で入手できる公的個人認証）と、会社代表者の属性の紐づけができれば、利便性は飛躍的に向上し、今後の更なる電子化に資するのではないか。

電子契約の
メリット

- **契約締結の迅速化**…印刷から製本・送付・回収までの作業が不要。郵送トラブルも回避。
- **コスト削減** …印紙税、印刷・製本等の事務費、保管コストを削減。
- **管理機能の強化**…契約書面の整理・保管などをより効率化（クラウド上で一元管理等）。

→電子契約の利用数は拡大中

- ✓ 従来は印鑑証明書が求められてきた取引も、電子化の動きが進んでいる。

例：金銭消費貸借契約

- 金銭消費貸借契約などの融資契約について、取引印の押印の代替として電子署名・電子証明書を活用し、融資の契約手続きをインターネット上で行えるようにするサービス提供の動きが始まっている。
- 古い常識や慣行を塗り替え、新しい融資取引のかたちを創造。
→「紙文書も不要」、「署名・押印も不要」に。契約手続の時間短縮、融資先企業のコスト削減に寄与。改ざん等の観点からも安全。
- 新しい融資事務管理システムでは、紙ベースの手作業の点検から、タッチパネルディスプレイでの画像ベースで点検を効率化。

既存の電子証明書（特に公的個人認証）と、会社代表者の属性の紐づけにより、電子署名・電子証明書の利便性が飛躍的に向上するのではないか。

(参考)電子委任状とマイナンバーカードを活用した法人間取引のイメージ(未定稿)

<電子委任状>

※第1回検討会[資料2]P8より抜粋

4. 電子委任状

✓ H29年6月 電子委任状法を公布。

- 法人の代表者等が、使用人等に代理権を与えた旨を表示する「**電子委任状**」に係る制度を今後具体化

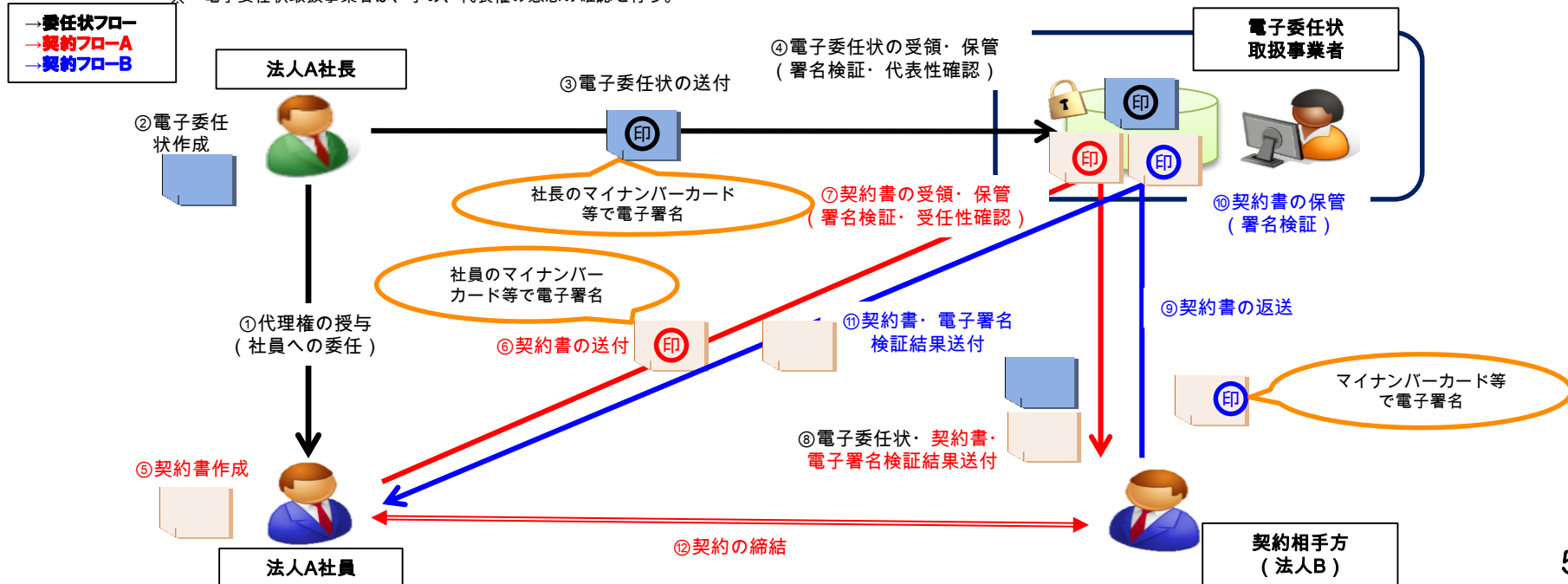
※公布の日(平成29年6月16日)から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行(平成30年1月1日施行予定)

(ポイント)

- 公的個人認証法に基づく電子署名等を含めた、電子署名法に基づく電子署名など、一定の要件を満たした電子委任状を「特定電子委任状」と位置づけ
- 様々な場面での活用を想定
 - ⇒ 企業間の契約の申込み等の手続、国及び地方公共団体の調達における入札等の手続、行政機関に対する申請等の手続等

<利用フローイメージ(電子委任状取扱事業者を介して契約書のやり取りをする場合)>

※ 電子委任状取扱事業者は、予め、代表権の意思の確認を行う。



会社代表者の印鑑提出のあり方の検討 まとめ

- 法人設立に関する行政手続負担を軽減し、起業促進とその後の生存率を高める観点から、以下の見直しを検討してはどうか。
 - オンライン申請のみを行う者は、印鑑の提出を不要にしてはどうか。あわせて、申請人の電子証明書の提出を求めることとし、印鑑を提出しない（電子証明書を提出する）法人の登記も認めてはどうか。
 - 現行の印鑑証明書と同様に、登記所において既存の電子証明書が会社代表者のものであることを認証する業務を行ってはどうか。

<登記申請時の真正性の担保に係るフロー（案）>

